

徳島県情報公開審査会答申第92号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年12月16日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H20. 12. 8日から現在まで出島アドプト事業に係る南部総合県民局（阿南）維持管理からにぎわい創り課に提出した書類（報告書、復命書含む）（にぎわい創り課）（電磁的記録）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年12月26日、実施機関は、本件請求に係る対象公文書を、南部総合県民局県土整備部（阿南）維持管理担当（以下「南部阿南」という。）から電子メールにより送信された「業務報告書」と特定した上で、当該電磁的記録が条例第2条第2項に定める公文書から除外されることから本件請求が条例の規定の適用を受けない電磁的記録の公開請求にあたることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成21年1月5日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成21年1月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述

における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、南部阿南からにぎわいづくり課に送って来た書類が無いといているが、南部阿南から、この度、電磁的記録内容も公開決定を受けている。また、人身事故に対する緊急事故報告書であり、後日書類で報告されたものである。県の情報隠し決定はおかしい。
- (2) 実施機関は、対象公文書を、平成20年12月8日に南部総合県民局からにぎわいづくり課に電子メールにより送信された「業務報告書」と特定している。にぎわいづくり課においては紙になっていると説明するが、同じ知事部局でありながら対応が違うのはおかしい。

業務における電子メールのやりとりであるが、苦情や事故報告が適正に伝わっているかを知るための手段であり、電磁的記録情報と言えども情報公開の対象と思える。情報隠しは到底許されるものではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

異議申立人が請求している電磁的記録は、平成20年12月8日に南部阿南が作成し、同日、にぎわいづくり課へメールにより送信された同日付け業務報告書（以下「本件電磁的記録」という。）を指している。

しかし、にぎわいづくり課においては、本件電磁的記録を紙に印字したもの（以下「本件文書」という。）を課内回覧した上で保存している。

このため、本件電磁的記録は本件文書の作成の補助に用いるため一時的に作成したものであり、条例第2条第2項に定める公文書から除外されているものである。

以上により、本件請求が条例の規定の適用を受けない電磁的記録の公開請求にあたるため、公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

本件請求は、本件電磁的記録の公開を求めるものである。

実施機関は、条例第2条第2項ただし書き第3号の規定により、本件電磁的記録は条例上の「公文書」に該当しないことから、条例第7条第3号の規定に基づき、本件請求を拒否したものである。

当審査会は、実施機関の本件処分が、条例に照らし妥当なもの認められるか検証

する。

2 認定した事実について

本件事案にかかる事実について、当審査会は、次のとおり認定した。

- (1) 平成20年12月8日、南部阿南は、出島でのアドプト事業に関する苦情及び事故報告を受け、同日、その内容をまとめた本件電磁的記録を作成した。
- (2) 同日、南部の担当職員は、本件電磁的記録を電子メールに添付して、にぎわいづくり課の担当職員宛に送信した。
また、同日、南部阿南の担当職員は、本件電磁的記録と同内容で様式・体裁が異なる「業務報告書」（以下「別件文書」という。）を作成し、所属内で回覧した後に保存した。
- (3) にぎわいづくり課の担当職員は、上記南部阿南からの電子メールを受信し、本件電磁的記録を紙に印字して本件文書を作成し、所属内で回覧した後に保存した。
- (4) 本件文書及び別件文書は、いずれも紙媒体の公文書であり、電磁的記録ではない。
- (5) 平成20年12月12日、異議申立人は、実施機関に対し、本件文書及び別件文書について、同月16日には再度本件文書について、公文書公開請求を行った。
これに対し、同月25日及び26日、実施機関は、本件文書及び別件文書を対象公文書と特定し、個人の氏名等を非公開とする部分公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。
- (6) 本件請求及び本件処分については、上記第2のとおりである。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 条例第2条第2項ただし書き第3号及び徳島県情報公開条例施行規則第3条第1号の規定により、文書の作成の補助に用いるため一時的に作成した、文書として作成されている電磁的記録（以下「一時的作成電磁的記録」という。）については、条例上の対象公文書から除外されることとなっている。
そして、上記2(1)ないし(3)に示す事実に鑑みれば、本件電磁的記録は、本件文書及び別件文書の作成の補助に用いるための一時的作成電磁的記録にあたるものと認められる。
- (2) また、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録が条例上の「公文書」といえるには、組織的に用いるものとして実施機関において保有されているもの（以下「組織共用文書」という。）でなければならない

(条例第2条第2項本文)。

この点、上記2(2)及び(3)に示すとおり、本件文書及び別件文書については、所属内で回覧し保存するなどしていることから、組織共用文書にあたりと認められる。

しかし、本件電磁的記録については、電磁的記録の状態のまま、実施機関において組織的に用いられた事実はない。確かに、南部阿南は、電子メールにより本件電磁的記録を送信しているが、それは報告の手段として電子メールを用いたにすぎず、実際、上記2(3)のとおり、にぎわいづくり課は、本件電磁的記録そのものではなく、本件電磁的記録を紙に印字した本件文書を組織共用文書として取り扱っているものである。

したがって、南部阿南が電子メールにより本件電磁的記録を送信したという一事をもって、本件電磁的記録が組織共用文書としての実態を備えたものと認めることはできない。

- (3) なお、異議申立人は、「南部阿南が本件電磁的記録を公開決定した」旨主張するが、上記2(5)のとおり、本件請求より以前に、異議申立人が本件電磁的記録の公開を求める公文書公開請求を行った事実はなく、また、南部阿南が本件電磁的記録を公開した事実もない。

よって、当該主張は異議申立人の事実誤認に基づくものであり、採用出来ない。

- (4) 以上により、本件電磁的記録は、条例上の対象公文書から除外されるものであることから、本件請求が条例の規定の適用を受けない電磁的記録の公開請求にあたることを理由に本件処分を行った実施機関の判断は、妥当なものと認められる。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年 1月15日	諮問
2月16日	実施機関からの理由説明書を受理
2月23日	異議申立人からの意見書を受理

8月25日	審議（第69回審査会）
9月17日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第70回審査会）
11月12日	審議（第72回審査会）